

入札執行者に関する規程

昭和52年10月31日  
宮城県警察本部訓令第10号

入札執行者に関する規程を次のように定める。

入札執行者に関する規程

(入札執行者)

第1条 教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則(昭和51年宮城県規則第60号)の規定により警察本部及び警察署において執行する競争入札の入札執行者は、次のとおりとする。

- (1) 警察本部における入札執行者  
総務部会計課長
- (2) 警察署における入札執行者  
警察署長

(入札執行者の職務の代理)

第2条 入札執行者に事故あるときは、警察本部にあつては総務部会計課の管理官又は次長が、警察署にあつては副署長又は次長がその職務を代理する。

附 則

この訓令は、昭和52年11月1日から施行する。

附 則(昭和53年4月11日本部訓令第6条)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則(平成元年5月30日本部訓令第8号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則(平成18年3月24日本部訓令第6号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月23日本部訓令第8号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。